

平成27年4月から

業務管理体制整備の届出先が変わります

業務管理体制整備の届出先が、平成27年4月から以下のとおり変わります。
業務管理体制整備の新規・変更の届出は、以下の表に従って行ってください。
なお、既に届出をしている事業者等については、届出内容に変更がない場合は、届出先が変わることに伴って新たな届出をする必要はありません。

【変更前：平成27年3月末まで】

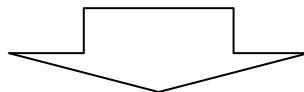
事業者等は、以下のア～オの区分ごとに、該当する届出先へ届出をする。

(例) アで3事業所、イで2事業所を有する法人は、アで1つ、イで1つの届出をする。

〔事業所の所在地〕⇒		〔市内〕のみ	〔市内〕と〔市外（県内）〕	〔市内〕と〔県外〕
ア	障害福祉サービス事業所	県	県	国
	障害者支援施設			
イ	障害児通所支援事業所	県	県	国
ウ	障害児入所施設	県	県	国
エ	一般相談支援事業所	県	県	国
	特定相談支援事業所	市※ ※		
オ	障害児相談支援事業所	市	県	国

※ 「エ」の「〔市内〕のみ」について

- 特定相談支援のみを行う事業者 ⇒北九州市に届出
- 一般相談支援のみを行う事業者 ⇒福岡県に届出
- 一般相談支援と特定相談支援の両方を行う事業者 ⇒福岡県に届出



【変更後：平成27年4月から】

事業者等は、以下のア～オの区分ごとに、該当する届出先へ届出をする。

(例) アで3事業所、イで2事業所を有する法人は、アで1つ、イで1つの届出をする。

〔事業所の所在地〕⇒		〔市内〕のみ	〔市内〕と〔市外（県内）〕	〔市内〕と〔県外〕
ア	障害福祉サービス事業所	市	県	国
	障害者支援施設			
イ	障害児通所支援事業所	市	県	国
ウ	障害児入所施設	市	県	国
エ	一般相談支援事業所	市	県	国
	特定相談支援事業所			
オ	障害児相談支援事業所	市	県	国